

総務省令第三十六号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百二十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十七号中「第五項」を「第四項」に改め、「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を、「含む。」の下に「又は第五項（法第七十二条の二十八第二項又は第七

十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含む。」を加える。

第一条の十六第一項中「第三項及び第四項並びに」を「以下この条及び」に改め、同条第三項中「提出した都道府県等」の下に「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を加え、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等（既にこの項の規定により申出書等を提出した都道府県等を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、当該取消しの日から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間に、申出書等を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出することができる。

第一条の十七第一項中「及び第四号」を「及び第四号から第六号まで」に改め、同項第一号中「第三十条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る」を「第三十条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる」に改め、同項第二号中「第三十条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号」を「第三十七条の二第二項第二号及び第三百

十四条の七第二項第二号」に改め、同項第三号中「第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号」を「第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号に掲げる基準に適合する旨

五 法第三十七条の二第二項第五号及び第三百十四条の七第二項第五号に掲げる基準に適合する旨

第一条の十七第二項第一号中「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二条の見出し中「及び市町村民税」を「市町村民税及び森林環境税」に改め、同条第一項中「の規定によつて」を「及び第七百三十九条の二の規定により」に、「及び市町村民税」を「市町村民税及び森林環境税」に改め、同項の表(一)中「道府県民税」の下に「・森林環境税」を加え、同条第二項中「第十条第七項」を「第十条第二十項」に改める。

第二条の二第四項及び第五項並びに第二条の三第三項及び第四項中「第九十四条第四項、第九十五条第四項」を「第九十四条第五項、第九十五条第五項」に改める。

第二条の三の二第二項中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項」に改め、同条第四項中「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項」を「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項」に改める。

第二条の三の三第二項中「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項」を「第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三の二第三項」に改め、同条第十項中「を提出した者」の下に「（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）」を加え、「及び第二項」を「及び第三項」に、「第三百九十四条第四項、第三百九十五条第四項」を「第三百九十四条第五項、第三百九十五条第五項」に改め、同条第十一項中「を提出した者」の下に「（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）」を加え、「第二項」を「第三項」に、「第三百九十四条第四項若しくは第三百九十五条第四項」を「第三百九十四条第五項若しくは第三百九十五条第五項」に改め、同条第十二項中「を提出した者」の下に「（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二

第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。

第二条の三の四第一項第一号中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項」に改め、同項第二号中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第五項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第五項」を「第百九十四条第二項」を「第百九十四条第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第五項」を「第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項」に改める。

第二条の六中「及び」を「、個人の」に改め、「市町村民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

第三条の七第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第三条の十第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第三条の十二第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第三条の十四第二項中「発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物）」を「発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物）」に改め、「。第六条の二第一項において同じ」を削り、「発電する」を「発電し、又は放電する」に改める。

第四条の二の二第一項中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」に、「第三条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に、「非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準」を「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」に改める。

第四条の四の表(二)中「及び第五項（これらの規定を）」を「（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第五条第一項の表(一)中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に改める。

第六条の二第一項中「電気工作物」の下に「(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）」を加える。

第六条の二の二第五項の表(一)中「発電所」を「発電所及び蓄電用の施設」に改める。

第六条の八第四号中「第七十二条の四十九の十二第九項」を「第七十二条の四十九の十二第十三項」に改める。

第八条の五第二項中「口座振替の方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第九条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(一)」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(一)」に、「第四百四十五条第一項」を「第四百四十九条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

第九条の二第八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表

の(1)」に改め、同項第二号中「次号及び第十三項第二号」を「以下この条」に、「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に改め、同条第九項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同条第十二項中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に改め、同条第十三項中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ中「四分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号中「燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百十」に改め、同条第十四項中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じて、同表」に改め、同号ロ中「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号イの表



の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五」を「燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。)が百(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五)」に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第四百九条第一項第四号ト」を「第四百九条第一項第四号へ」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「七十五」を「八十」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項第一号中「七十五」を「八十」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十二項を第二十一項と

し、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「いう。」の下に「第二十六項及び」を加え、同項第一号中「第四十一条第一項第七号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「二・五トンを超え」を削り、「百以上」を「百十以上」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26 法第四百九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてそ

の旨が明らかになされていること。

第九条の二第二十七項中「第四百四十九条第一項第六号ホ」を「第四百四十九条第一項第六号へ」に、「平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同条第二十八項中「第四百四十九条第一項第六号へ」を「第四百四十九条第一項第六号ト」に、「同号へ(1)(i)」を「同号ト(1)(i)」に改め、同項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十」を「燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百十五」に改め、同条第二十九項中「第四百四十九条第一項第六号へ(1)(i)」を「第四百四十九条第一項第六号ト(1)(i)」に改め、同条第三十項中「第四百四十九条第一項第六号へ(1)(ii)」を「第四百四十九条第一項第六号ト(1)(ii)」に改め、同条第三十二項中「規定する」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率」を削り、同条第三十四項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、「及び第十一項から第十三項まで」を「、第十一項及び第十四項」に改め、同項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に、「次号及び第十一項から第十三項まで」を「以下この条」に、「同条第一号」を「同告示第三条

第一号」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十二」に改め、同表第十二項第二号の項及び第十三項第二号の項を削り、同表に次のように加える。

第十四項第二号		
	<p>燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五）</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

<p>以上であること及び</p>	
<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>その旨</p>

第九条の二第三十七項中「第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項」を「第十六項、第十九項、第二十項及び第二十三項」に改め、同項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第十七項第二号の項中「第十七項第二号」を「第十六項第二号」に、「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同表第二十一項第一号の項中「第二十一項第一号」を「第二十項第一号」に、「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第二十四項第一号の項中「第二十四項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同条第三十八項中「及び第九条の四第二十五項」を「及び第九条の四第三十項」に、「含む。第九条の四第二十五項」を「含む。同項」に、「いう。第九条の四第二十五項」を「いう。同項」に、「第十七項まで、第二十項、第二十一項及び

第二十四項」を「第十六項まで、第十九項、第二十項及び第二十三項」に、「第三十七項」を「前項」に改める。

第九条の四第一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「七十五」を「八十」に改め、同条第三項中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に改め、同条第四項中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ中「四分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号中「平成二十七年」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」に改め、同条第五項中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同

表」に改め、同号口中「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満)」に改め、同条第六項中「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」に改め、同項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満(バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満)」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同条第七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「七十五」を「八十」に改め、同条第九項第一号中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第十項第一号中「七十」を「八十」に改め、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十七項」に、「第二十三項及び第二十

四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に、「第十四項、第十八項及び第十九項」を「第十六項、第十七項及び第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項の表第一項第二号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「九十四」を「百二」に改め、同表第二項第二号の項中「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第七項第二号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「九十四」を「百二」に改め、同表第八項第二号の項中「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第九項第一号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「九十四」を「百二」に改め、同表第十項第一号の項中「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第十四項第二号、第十八項第二号及び第十九項第一号の項中「第十四項第二号、第十八項第二号及び第十九項第一号」を「第十六項第二号」に、「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同表に次のように加える。

第十七項第二号

令和十二年度燃費基準達

令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であ



第二十一項第二号		令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	成レベルが七十以上八十未満であること及び	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のあること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十二項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	その旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに	その旨及びWLTCモード法により当該自動車

	第二十三項第一号	のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びにその旨及びWLT Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
	第二十四項第一号 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及びその旨	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びにその旨及びWLT Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の四第二十四項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「から二まで」を「ロ及びホ」に、「及びロ」を「ロ及びニ」に、「から第四項まで並びに第十四項及び第十五項」を「第二項、第五

項、第十六項、第十七項及び第十九項」に改め、同項の表第一項第二号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「同条第一号」を「同告示第三条第一号」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第二号の項中「七十五」を「八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第三項第二号の項を削り、同表第四項第二号の項中「第四項第二号」を「第五項第二号」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満）」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改め、同表第十四項第二号の項中「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に、「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同表第十四項第三号の項中「第十四項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同表第十五項第二号の項中「第十五項第二号」を「第十七項第二号」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十」

一」に改め、同表に次のように加える。

<p>第十七項第三号</p>	<p>令和二年度燃費基準達成 レベルが百以上であるこ と及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エ ネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た 数値以上であること並びに</p>
<p>第十九項第二号</p>	<p>令和四年度燃費基準達成 レベルが九十五以上百未 満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エ ネルギー消費効率に百分の百四十七を乗じて得 た数値以上であること並びに</p>
<p>その旨</p>	<p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTC モード法により当該自動車のエネルギー消費効 率が算定されていない旨</p>	

第九条の四第二十三項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第一百五十七条第二項第三号ニ」を「第一百五十七条第二項第三号ホ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第一百五十七条第二項第三号ハ」を「第一百五十七条第二項第三号ニ」に改め、「バス又は」を削り、「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラック」を「乗用車」に改め、「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二十項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 法第一百五十七条第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるも

のは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

第九条の四第十九項第一号中「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第一百五十七条第二項第二号」を「第一百五十七条第二号イ」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 法第一百五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排

出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十七項中「第一百五十七条第二項第一号ニ」を「第一百五十七条第二項第一号ホ」に改め、「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表の

ハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ中「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に、「四分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 法第五十七条第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値



の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十五項中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「乗用車」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同号ロ中「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満」に改め、同項に次の一号を加える。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表の

イ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第百五十七条第一項第三号ホ」を「第百五十七条第一項第三号ト」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第百五十七条第一項第三号ニ」を「第百五十七条第一項第三号ヘ」に改め、「バス又は」を削り、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第百五十七条第一項第三号ハ」を「第百五十七条第一項第三号ホ」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同項を同条第十項の次に次の二項を加える。

11 法第百五十七条第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要

件を除く。)に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12 法第一百五十七条第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。

第九条の二十二第二項中「電子証明書(第二十四条の三十九第五項第一号)を「電子証明書(第二十四条の三十九第五項第二号)」に改める。

第九条の二十六第一項中「第十条第七項」を「次条第二十項」に改める。

第十条中第十項を第二十二項とし、第九項を削り、同条第八項中「第九条の二十六第一項」を「前条第

一項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第七項中「（次項において「光ディスク等」という。）」を削り、同項を同条第二十項とし、同条中第六項を第十九項とし、第五項の次に次の十三項を加える。

6 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（総務大臣が定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う者は、第三項及び第二十四条の三十九の規定にかかわらず、認定特定電子計算機（機構の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて総務大臣の定める基準に適合するものであることにつき機構の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下この項から第八項までにおいて「特定ファイル」という。）に当該申請等に必要な情報（以下この項から第八項までにおいて「申請等情報」という。）を記録し、かつ、機構に対して、当該特定ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧し、及び機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与することにより、当該申請等を行うことができる。この場合において、当該申請等については、当該特定ファイルに当該申請等情報が記録された時又は当該権限が付与された時のいずれか遅い時に、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申請等情報が記録されたものとして、法第三百

十七条の六及び第七百四十七条の二の規定を適用する。

7 前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、総務大臣が定める。

8 第六項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で総務大臣が定める期間保存しなければならない。

9 第六項の認定を受けようとする者（当該認定に係る電子計算機を管理する者に限る。第十五項において同じ。）は、次に掲げる事項を機構に申請しなければならない。

一 当該認定を受けようとする者の氏名（法人にあつては、名称。以下この条において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所。同号において同じ。）

二 当該認定に係る電子計算機の名称

三 当該認定に係る電子計算機が第六項の総務大臣の定める基準に適合することを証する事項

#### 四 その他参考となるべき事項

10 機構は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、当該申請に係る電子計算機について第六項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

11 機構は、第六項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機（以下この条において「認定電子計算機」という。）について当該認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）の氏名及び住所又は居所、当該認定電子計算機の名称並びに当該認定の日の公表をすることができる。

12 認定事業者は、第九項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

13 機構は、前項の届出があつた場合において、第十一項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並びにその変更の日の公表をしなければならない。

14 機構は、第六項の認定をした後、認定電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

15 機構は、第十項又は前項の処分をするときは、第六項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。

16 機構は、第十四項の処分をした場合（第六項の認定につき第十一項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であつた者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定電子計算機の名称並びに当該処分の日 of 公表をしなければならない。

17 第六項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。

一 当該申請等を行おうとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号

二 当該申請等に係る認定電子計算機の名称

三 当該申請等に係る認定電子計算機について認定事業者の氏名及び住所又は居所

四 当該申請等の種別

五 その他参考となるべき事項

18 前項の届出をした者は、同項第二号から第五号までの届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

第十条の四第一項中「門真市の区域」の下に「、箕面市の区域」を加える。

第十条の七の三第十五項中「について相談に応ずる事業」の下に「、養子縁組あつせん事業」を加える。

第十一条の九を削り、第十一条の十を第十一条の九とし、第十一条の十一を第十一条の十とし、第十一条の十二を削り、第十一条の十三を第十一条の十一とし、第十一条の十四を第十一条の十二とし、第十一条の十五を第十一条の十三とする。

第十五条中「第三百九十三条」を「第三百九十三条第一項」に改める。

第十五条の六の四を第十五条の六の五とし、第十五条の六の三を第十五条の六の四とし、第十五条の六の二を第十五条の六の三とし、第十五条の六の次に次の一条を加える。

(法第三百九十三条第二項の情報通信の技術を利用する方法)



第十五条の六の二 法第三百九十三条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその通知すべき事項に係る情報を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

第十五条の八中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

第十五条の九第五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの



三」に改め、同条第十四項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に改め、同条第十五項中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同条第十六項中「含む。第十五条の十一第七項」を「含む。同項」に、「第十五項」を「前項」に改める。

第十五条の十一第一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「六十以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のニ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(4)」に改め、同項第二号中「平成二十七年基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和四年度基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同条第三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「五十五以上六十未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項に次の一号を加える。

三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証において

その旨が明らかにされていること。

第十五条の十一第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のニ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(4)」に改め、同項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同条第五項中「第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項の表第一項第二号の項中「六十以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第二号の項中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改め、同表第三項第二号の項中「五十五以上六十未満」を「六十以上七十未満」に、「百分の百十九」を「百分の百三十」に改め、同項の次に次のように加える。

第三項第三号	
その旨	その旨並びにJCO八モード法及びWLTC
令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに

モード法により当該軽自動車のエネルギー消費  
効率が算定されていない旨

第十五条の十一第五項の表第四項第二号の項中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十七」に改め、同条第六項の表第一項第二号の項中「六十以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「八十七」を「百二」に改め、同表第三項第二号の項中「五十五以上六十未満」を「六十以上七十未満」に、「八十」を「八十七」に改め、同条第七項中「第五項及び第六項」を「前二項」に改める。

第十五条の十五を次のように改める。

（法第四百六十三條の十五第一項第一号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車）

第十五条の十五 法第四百六十三條の十五第一項第一号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。

- 一 車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が〇・五メートル以下の原動機付自転車

二 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車

三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車

第十六条の二の四第二項中「口座振替の方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第十六条の四の三各号を次のように改める。

一 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査人口等基本集計第二―七表（男女、年齢（五歳階級及び三区分別）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比〔年齢別〕）の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇〜四歳」、「五〜九歳」、「十〜十四歳」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数

二 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果と

して公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内他市町村に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数と表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「自市内他区に常住」のうち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」の欄の数から表側が「十五歳未満」及び「十五〜十九歳」の各欄の数を控除した数

第十六条の十第二項第四号中「第六十四条第一項ただし書」を「第六十四条第一項第二号」に改める。  
第十六条の二十二の二第四項第五号イ中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」

に、「第十条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第二十四条の四十の見出し中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、同条第一項第十一号中「第二十四条の三第六項」の下に「（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「特定地方税関係通知（）」を「特定地方税関係通知等（）」に、「特定地方税関係通知をいう」を「特定地方税関係通知等をいう」に改め、同項第一号イ中「（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、同号ロ及びハ中「（法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第二十五条第一項第一号中「第五項第五号」を「第五項第四号」に改め、同条第五項中「第六号」を「第五号」に改め、同項第二号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中「、同号ハ中「情報（当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類



の大きさが日本産業規格 A 列四番以下であるときは、(1)に掲げる情報に限る。」とあるのは「情報」とを削る。

第二十七条第一項中「この条」を「この項」に、「第五項第六号並びに同項第七号」を「第五項第五号並びに同項第六号」に改め、「提出の要求」の下に「(以下この項において「電磁的記録の提示等の要求」という。)」を加え、「同条第五項第六号」を「同条第五項第五号」に、「千万円」を「五千万円」に、「であつて、当該要求」を「又は地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合であつて、当該電磁的記録の提示等の要求」に改め、同項第二号中「とともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておく」を削り、同条第三項中「保存義務者」を「次の表の各号の上欄に掲げる保存義務者」に、「記載事項」を「各号の中欄に掲げる書類に記載すべき事項」に改め、「証明したとき」の下に「、又はそれぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長が当該総務省令で定めるところに従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相

当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が地方税に関する法律の規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるようになっているとき」を加え、同項ただし書中「場合」の下に「又は当該理由がなかつたとした場合」を加え、同項に次の表を加える。

一 法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の道府県知事
	同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の道府県知事
二 法第四百四十四条の三十五第六項に規定する特別徴収義務者	同項に規定する書類	法第四百四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地所在地の道府県知事
	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長
三 法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類	同項の小売販売業者の営業所所在地の市町村長

	同条第四項に規定する書類	同項の小売販売業者である卸売販売業者等の営業所所在地の市町村長
--	--------------	---------------------------------

第三十一条の二中「第七十四条の十二第六項」を「第七十四条の十二第二項」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(特定徴収金に係る納付書等の様式)

第三十八条 納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を

第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。

<p>一 給与所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税（特別徴収の方法により納入するものに限る。）</p>	<p>第五号の十五の二様式</p>
<p>二 法人の道府県民税若しくは法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税又は法人の事業税及び特別法人事業税</p>	<p>第十二号の二の二様式</p>

三	利子等に係る道府県民税	第十二号の六の二様式
四	特定配当等に係る道府県民税（第六号に掲げるものを除く。）	第十二号の九の二様式
五	特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税	第十二号の十二の二様式
六	特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限る。）	第十二号の十五の二様式
七	道府県たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限る。）	第十六号の四の二様式
八	法人の市町村民税	第二十二号の四の二様式
九	市町村たばこ税（申告納付の方法により納付するものに限る。）	第三十四号の二の五の二様式
	様式	

附則第二条の七の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の二第二項の配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額）

第二条の七の二 政令附則第六条の二第二項第二号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額及び政

令附則第六条の二第二項第三号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）別表第一に規定する配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額として支払うべき金額とする。

附則第二条の八中「（昭和四十年通商産業省令第五十七号）」を削る。

附則第三条の二の二十二の見出し中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に改め、同条中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同条を附則第三条の二の二十四とする。

附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）中「附則第七条第二十四項第二号」を「附則第七条第二十五項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の二十三とし、附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十二とする。

附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十三項」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十二項第一号」を「附則第七条第二十三項第一号」に改め、

同条を附則第三条の二の二十一とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第二十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の十六の見出し中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十九項」に改め、同条中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十九項」に、「附則第三条の二の十八」を「附則第三条の二の二十」に改め、同条を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十五を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の十四（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第三号」を「附則第七条第十五項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十三（見出しを含む。）中「附則第七条第十四項第二号」を「附則第七条第十五項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十二（見出しを含む。）中「附則第七条第十一項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十四とし、附則第三条の二の十一を附則第三条の二の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令附則第七条第十一項第一号の総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業）

第三条の二の十三 政令附則第七条第十一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この条において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この条において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされた認定事業とする。

附則第三条の二の十を附則第三条の二の十一とし、附則第三条の二の六から附則第三条の二の九までを一条ずつ繰り下げ、附則第三条の二の五の次に次の一条を加える。

(法附則第十条の二第三項の証明がされた家屋)

第三条の二の六 法附則第十条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。

附則第四条の七第十二項中「又は第六項の規定」を「から第七項までの規定」に改め、同項の表第一項の項中「又は第六項」を「から第七項まで」に改め、同表第二項の項中「附則第十二条の二の七第六項」の下に「又は第七項」を加える。

附則第四条の九の二の表第一項の項中「得た率」の下に「(次項において「特例率」という。)」を加え、同表第二項の項中「平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率(以下この項において「特例率」という。)」を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口(以下この項において「特定特例人口」という。)」を「特例人口」に、「から特定特例人



口」を「から特例人口」に改める。

附則第四条の十一第八項中「車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。第十一項及び第十四項において同じ。）」、衝突被害軽減制動制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第九項及び第十四項において同じ。））、車線逸脱警報装置（同条第四項に規定する車線逸脱警報装置をいう。第十項及び第十四項において同じ。）及び側方衝突警報装置（同条第四項を「側方衝突警報装置（同項）」に、「第十二項及び第十七項」を「次項及び第十二項」に、「同じ。」を「同じ。」）及び衝突被害軽減制動制御装置（同条第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十項及び第十三項において同じ。）を」に改め、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「細目告示第六十七条の五」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（次項及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第六十七条の五」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八

項の基準とする。

附則第四条の十一第十三項中「けん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十三号に規定する第五輪荷重について」を「被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項から第十六項までを削り、同条第十七項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十八項中「被けん引自動車は」を「自動車は」に、「被けん引自動車で」を「衝突被害軽減制御装置を搭載した車両で」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

15 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

附則第四条の十一第十九項第二号中「、第五項第三号及び第四号並びに第六項」を「及び第五項」に改め、同号八中「及び第七項」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とする。

附則第五条の二第三項から第七項までを削り、同条第八項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三第二項第四号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第三号中「令和二年度燃費基準達成レベル」を「第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「附則第十二条の三第五項第五号」を「附則第十二条の三第二項第五号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項中「附則第十二条の三第五項第六号」を「附則第十二条の三第二項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十一項中「附則第十二条の三第六項第一号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「附則第十二条の三第六項第二号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「附則第十二条の三第六項第三号」を「附則第十二条の三第三項第

三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「第六項まで及び第八項から第十三項まで」を「前項まで」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第五条の三の次に次の一条を加える。

(法附則第十四条の二第三項の証明がされた固定資産)

第五条の四 法附則第十四条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた固定資産は、同項に規定する契約の契約書の写しを市町村長に提出することにより証明がされた固定資産とする。

附則第六条第二十二項を削り、同条第二十三項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五

条第八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を改正する法律」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項第一号中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同号に次のように加える。

ホ 当該代替車両又は当該非代替車両がアルミニウム合金製又はステンレス鋼製のものであること。

附則第六条第三十四項第二号中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、

同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第十七項第二号」を「附則第十一条第十六項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第三号」を「附則第十一条第十六項第三号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37 政令附則第十一条第十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条第三十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同条第四十項を次のように改める。

40 法附則第十五条第十七項に規定する政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定めるものは、次に掲

げるものとする。

一 鉄道施設の安全対策事業に係る政府の補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助

二 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業に限る。）又は先進車両導入等に係る政府の補助のうち先進車両導入支援事業、先進車両導入支援試験実証事業若しくはインバウンド先進車両導入支援事業に係る補助を原資とする地方公共団体の補助

附則第六条第四十一項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第四十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第四十八項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同条第五十二項及び第五十三項中「附則第十五条第二十六項第一号イ」を「附則第十五条第二十五項第一号イ」に改め、同条第五十四項中「附則第十五条第二十六項第一号ロ」を「附則第十五条第二十五項第一号ロ」に改め、同条第五十五項中「附則第十五条第二十六項第一号ハ」を「附則第十五条第二十五項第一号ハ」に改め、同条第五十六項中「附則第十五条第二十六項第一号ニ」を

「附則第十五条第二十五項第一号ニ」に改め、同条第五十七項中「附則第十五条第二十六項第二号ハ」を「附則第十五条第二十五項第二号ハ」に改め、同条第五十八項中「附則第十五条第二十六項第三号ハ」を「附則第十五条第二十五項第三号ハ」に改め、同条第六十項を削り、同条第五十九項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、「第二条」の下に「第二号及び第三号」を加え、「（次項において「特定鉄道等施設」という。）」を削り、同項を同条第六十項とし、同条第五十八項の次に次の一項を加える。

59 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設総合安全対策事業費に係る補助とする。

附則第六条第八十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十三項第二号」を「附則第十五条第四十二項第二号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十項中「附則第十五条第四十三項第一号」を「附則第十五条第四十二項第一号」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十九項中「附則



第十五条第四十二項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条中第七十八項を第七十九項とし、第七十七項を第七十八項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十五項を同条第七十六項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条中第七十二項を第七十三項とし、第七十一項を七十二項とし、第七十項を第七十一項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条中第六十八項を第六十九項とし、第六十七項を第六十八項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十三項を同条第六十四項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第二

十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十項の次に次の一項を加える。

61 法附則第十五条第二十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区におけるラーメン構造形式の橋台のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条に次の七項を加える。

85 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものであること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇

年度におけるものに限る。)を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

86 政令附則第十一条第四十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

87 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項

に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十五項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

88 法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

89 政令附則第十一条第五十項第一号に規定する土地で総務省令で定めるものは、同条第五十一項に規定する設備を設置するための台の水平投影面積に相当する土地とする。

90 政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動車が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係

る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。」とする。

91 政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

附則第七条第一項中「特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合」の下に「、同条第四十九項に規定する人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合」を加え、「同条第四十七項及び第四十八項」を「同条第五十項及び第五十一項」に改め、同条第二項中「第四十七項第一号ロ」を「第四十九項、第五十項第一号ロ」に、「第四十八項第一号ロ」を「第五十一項第一号ロ」に改め、同条第九項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条第十五項の表政令附則第十二条

第四十六項の項の次に次のように加える。

<p>政令附則第十二条第 四十九項第一号</p>	<p>人の居住の用に供する部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるとき は、その部分の床面積を、これを共用すべき各人 の居住の用に供する部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第 四十九項第二号</p>	<p>人の居住の用に供する部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるとき は、その部分の床面積を、これを共用すべき各人 の居住の用に供する部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>



二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ロの項中「附則第十二条第四十八項第二号ロ」を「附則第十二条第五十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十八項第二号ハの項中「附則第十二条第四十八項第二号ハ」を「附則第十二条第五十一項第二号ハ」に改め、同条中第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を第十七項とし、第十二項の次に次の四項を加える。

13 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

14 政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

15 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものは、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。

16 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。



一 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

二 政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三 政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類

四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 政令附則第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション  
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通

大臣が総務大臣と協議して定める書類

五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

附則第七条の三第四項第一号中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同表第二号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「この中」を「この中」に改め、同表第三号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第十一項中「附則第十二条の四第十八項」を「附則第十二条の四第十五項」に改め、同項第一号中「又は政令附則第十二条の四第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）」、「又は被災償却資産」、「又は第十一項」及び「又は償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同項第二号中「又は被災償却資産」を削り、「代替家屋等」を「代替家屋」に改め、同項第三号中「又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者」、「又は第十一項」、「政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは

第四号に掲げる者にあつては」及び「同条第十五項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削る。

附則第七条の四第四項第一号中「この項から第九項まで」を「この条」に改め、同条第五項の表第一号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同表第二号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「この中」を「この中」に改め、同表第三号中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条第六項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に改め、同条に次の二項を加える。

10 政令附則第十二条の五第十三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する

ものとする。

11 政令附則第十二条の五第十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 被災家屋又は政令附則第十二条の五第十五項第一号に規定する被災償却資産（以下この項において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の三第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号及び次号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した

旨を証する書類

二 被災家屋又は被災償却資産が平成三十年分固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明らかにする書類

三 政令附則第十二条の五第十項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が法附則第十六条の三第十項又は第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の五第十項第二号から第四号まで又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第七条の四の次に次の一条を加える。

（政令附則第十二条の六第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等）

第七条の五 政令附則第十二条の六第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、同号イに規定す

る従前所有者等（以下この項及び次項において「従前所有者等」という。）が令和二年七月二日において共有持分を有していた法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が従前所有者等から被災住宅用地の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この号及び次項第二号において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の

一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 政令附則第十二条の六第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、従前所有者等が令和二年七月二日において所有していた被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合 その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の六第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4 法附則第十六条の四第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の四第三項に規定する被災共用土地（以下この条において「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により



住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の四第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
<p>一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 令和二年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者</p>	<p>(1/A) × ((B × C) / D)</p> <p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>C 当該被災共用土地の面積</p> <p>D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p>

---

の当該被災共用土地に係る共有持分（同月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者か

---

---

らその者が令和二年七月二日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等

---

<p>が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの</p>	<p>二 次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（令和二年七月三日以後にその者が取得した当該被災共用土地に</p>
	<p>イ <math>(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) \div (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) \div J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F)) \times ((E \times G - C) \div (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I))) \div L) \} \times (1/G)</math></p>

係る共有持分を除く。以下このイにおいて同じ。)の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等で令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

ロ  $(1/A) \times (B \times E) / J$

J < E × (F + H) である場合にはイの算式を用い、J ≥ E × (F + H) である場合にはロの算式を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(Dにおいて「専有部分の従

---

前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。) )

D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの

E 当該被災共用土地の面積

---

- 
- F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものである
- G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
- H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものである
- I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又
-



- 
- は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者  
(以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。)がそれぞれ所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの
- J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
- K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である
-

	部分の面積
<p>三 次に掲げる被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p><math>(A - (B + C)) / (A \times D)</math> (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和5年度又は令和6年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を</p>

6 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で令和二年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を令和二年七月二日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等（以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。）の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。

以下この項において「特定割合」という。）に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（以下この項において「居住割合」という。）を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき

数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

$\alpha$  前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

$\beta$  前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

$K$  居住割合

7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和二年七月三日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土

地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の四第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$	$(1/A) \times ((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G)$
	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積 E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積

		<p>F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積</p>
<p>第五項の表の第二号</p>	<p>当該被災共用土地の面積</p>	<p>当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積</p>
	$(1/A) \times \{ B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F)) \times (E \times G - C) \} / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times (E \times G - C - (2$	$(1/A) \times [ \{ B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F)) \times (M \times G - C) \} / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times (M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F)) \times (M \times G - C) \} / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L) \} \times (1/G) + N \times (E - M) / O ]$

$00 \text{ 平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{ 平方メートル} \times I)) / L) \} \times (1 / G)$	
$(1 / A) \times ((B \times E) / J)$	$(1 / A) \times ((B \times M) / J) + N \times ((E - M) / O)$
$E \times (F + H)$	$M \times (F + H)$
<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p>M 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p> <p>N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部</p>



		分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 ○ 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積

9

法附則第十六条の四第八項の規定の適用がある場合における第四項から前項までの規定の適用について、

次は、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項各号列記以外の部分	附則第十六条の四第三項	附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
第四項第一号	附則第十六条の四第三項	附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
	被災共用土地	特定仮換地等

	<p>同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）</p>	<p>同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>
<p>第四項第二号</p>	<p>被災共用土地 附則第十六条の四第一項</p>	<p>特定仮換地等 附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項</p>
<p>第五項の表以外の部分</p>	<p>被災共用土地の面積 被災共用土地に係る被災区分所有家屋 附則第十六条の四第三項</p>	<p>特定仮換地等の面積 特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋 附則第十六条の四第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項</p>
<p>同項の</p>		<p>同条第八項の規定により読み替えて適用される同</p>

		第五項の表の第一号	
	被災共用土地に係る持分の割合	被災共用土地に係る次の割合	条第三項の
	被災共用土地に係る次の持分	被災共用土地に係る次の持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地

第五項の表の第二号	
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税
被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合

	被災共用土地に係る一般 住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
第五項の表の第三号	被災共用土地に係る共有 持分  被災共用土地に係る固定 資産税  被災共用土地納税義務者	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る共有持分  特定仮換地等に係る固定資産税  特定仮換地等納税義務者
第六項	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋  被災共用土地に係る共有 持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋  特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る共有持分

前項の表以外の部分	第七項	被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積
		被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積
の割合		被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積
		被災共用土地に係る特例適用共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積	被災共用土地に係る面積

前項の表の第五項の 表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規 模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住 宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第五項の 表の第二号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災 区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共 用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般 被災共用土地に係る一般	特定仮換地等に係る一般住宅用地

項	住宅用地	
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に係る被災区分所有家屋

附則第八条の三の五第三項から第六項までを削り、同条第七項中「附則第三十条第七項」を「附則第三十条第三項」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「令和二年度燃費基準達成レベル」を「第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（次項第三号において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「附則第三十条第八項」を「附則第三十条第四



項」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第三項から第八項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第八条の四の二中「平成二十七年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、「、同条第一号及び第二号中「平成二十七年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」とを削り、「同条第一号中」の下に「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、「を」を加え、「平成二十七年国勢調査人口等基本集計第三―二表」を「令和二年国勢調査人口等基本集計第二―七表（男女、年齢（五歳階級及び三区分別）、国籍総数か日本人別人口、平均年齢、年齢中位数及び人口構成比〔年齢別〕）の表側「国籍総数か日本人」が「国籍総数」かつ表側「男女」が「総数」のうち、表頭が「総数」の欄の数から表頭が「〇～四歳」、「五～九歳」、「十～十四歳」及び「十五～十九歳」に改め、「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表」の下に「（年齢（各歳）、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数（総数及び日本人））」の表頭「総数（年齢）」のうち総数の欄の数から「（再掲）〇～四歳」、「（再掲）五～九歳」、「（再掲）十～十四歳」及び「（再掲）十五～十九

歳」を、「同条第二号中」の下に「令和二年十月一日現在」とあるのは「平成二十二年十月一日現在」と、「を加え、「平成二十七年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第二表（常住地又は従業地・通学地（二十七区分）による年齢（五歳階級）、男女別人口、就業者数及び通学者数）」を「令和二年国勢調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第一―一表（男女、年齢（五歳階級）、常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率）の表頭「常住地又は従業地・通学地」が「県内各市町村に常住」」に改め、「就業者数」の下に「の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」」と、「うち表側「男女」が「総数」かつ表側「年齢」が「総数」」とあるのは「表側「総数（男女別）」」と、「表側が「十五歳未満」及び「十五歳十九歳」」とあるのは「十五歳未満」及び「十五歳十九歳」」と、「表頭「常住地又は従業地・通学地」が「他県に常住」」とあるのは「うち他県に常住」」を加え、「と読み替えるもの」を削る。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第九項第一号イ」を「第十三条の三第八項第一号イ」に改め、同号口中「の認定した」を「が認定した」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第九項第二号イ」を「第十三条の三第八項第二号イ」に改め、同項第三号中「第十三条の三第九項第三号イ」を

「第十三条の三第八項第三号イ」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十一項第二号」を「第十三条の三第十項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十二項第一号」を「第十三条の三第十一項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十三項」を「第十三条の三第十二項」に改め、同条第九項第三号中「掲げる譲渡」を「規定する譲渡」に改める。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第六項各号」を「第十一条の三第七項各号」に改める。

附則第二十条第一項から第三項までの規定中「第十七項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同条第四項中「第十七項第八号」を「第十八項第八号」に、「第十一条第二項第三号ニ」を「第十一条第二項第三号ロ」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第五項第一号又は第二十一項第一号」を「附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号」に改める。

第一号の三様式を次のように改める。

第一号の三様式 (別添①) 挿入

第二号様式中

を  
に改める。

市町村民税 道府県民税 森林環境税
-------------------------

市町村民税 道府県民税
----------------

第三号様式を次のように改める。

第三号様式 (別添②) 挿入

第三号様式別表を次のように改める。

第三号様式別表 (別添③) 挿入

第四号様式中

市町村民税	円
道府県民税	円

を

市町村民税	円
道府県民税	円
森林環境税	円

に改める。

第五号の十五様式の次に次の一様式を加える。

第五号の十五の二様式 (別添④) 挿入

第十二号の二様式の次に次の一様式を加える。

第十二号の二の二様式 (別添⑤) 挿入

第十二号の六様式の次に次の一様式を加える。

第十二号の六の二様式 (別添⑥) 挿入

第十二号の九様式の次に次の一様式を加える。

第十二号の九の二様式 (別添⑦) 挿入

第十二号の十二様式の次に次の一様式を加える。

第十二号の十二の二様式 (別添⑧) 挿入

第十二号の十五様式の次に次の一様式を加える。

第十二号の十五の二様式 (別添⑨) 挿入

第十六号の四様式の次に次の一様式を加える。

第十六号の四の二様式 (別添⑩) 挿入

第十六号の十三様式の備考の表中

法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの 由 衛 隊

を

法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの 由 衛 隊 等

に改める。

第十六号の三十の二様式を次のように改める。

第十六号の三十の二様式 (別添⑪) 挿入

第十六号の四十三様式を次のように改める。

第十六号の四十三様式 (別添⑫) 挿入

第十七号様式別表記載要領10(ロ)中「又は特別特定取得 (同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。)」や「、特別特定取得 (同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得をいう。(ハ)において同じ。)」や「、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得を含む。(ハ)において同じ。)」又は特例特別特例取得 (同法第 10 項に規定する特例特別特例取得をいう。(ハ)において同じ。)」と各

め、同表記載要領10(シ)中「又は特別特定取得」を、「特別特定取得又は特別特別特別取得」に改める。

第十八号様式記載要領2中「市町村民税」の次に、「道府県民税及び森林環境税」を加える。

第十九号様式及び同様式記載要領1中「第321条の7の13第1項」を「第44条の2、第321条の7の

13第1項及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第10条」に改める。

第二十二号の四様式の次に次の一様式を加える。

第二十二号の四の二様式 (別添⑬) 挿入

第三十三号の四様式記載要領を次のように改める。

第三十三号の四様式記載要領 (別添⑭) 挿入

第三十三号の四の二様式を次のように改める。

第三十三号の四の二様式 (別添⑮) 挿入

第三十三号の五様式を次のように改める。

第三十三号の五様式 (別添⑯) 挿入

第三十四号様式を次のように改める。



第三十四号様式 (別添⑰) 挿入

第三十四号の二の五様式の次に次の一様式を加える。

第三十四号の二の五の二様式 (別添⑱) 挿入

第四十四号様式別表二記載要領1中「第701条の34」の次に「又は法附則第32条の3若しくは第32

条の4」を加える。

(地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 地方揮発油譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第一項の項中「得た率」の下に「(次項において「特例率」という。)」を加え、同表第二項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率(以下この項において「特例率」という。)」を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口(以下この項において特定特例人口という。)」を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

(自動車重量譲与税法施行規則の一部改正)

第三条 自動車重量譲与税法施行規則(昭和四十六年自治省令第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第六項の項中「得た率」の下に「(次項において「特例率」という。)」を加え、同表第七項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されてい

る者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）」を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（政令第一条第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等）

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号。次項において「政令」という。）第一条第一号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- 一 夫、妻及び二人の子からなる世帯であること。
- 二 借家に居住する世帯であること。
- 三 収入のない世帯であること。

2 政令第一条第一号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の十二月三十一日における地域の級地区分とする。）に依じ、当該各号に定める率とする。

- 一 一級地 一・〇
- 二 二級地 〇・九
- 三 三級地 〇・八

第四条中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

附則第三条中「第一条」を「第一条の二」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第十五条の十五の改正規定並びに同令第三十三号の五様式及び第三十四号様式の改正規定並びに附則第六条第一項の規定 令和五年七月一日

二 第一条中地方税法施行規則第二条の改正規定（同条第二項中「第十条第七項」を「第十条第二十項」に改める部分を除く。）、同令第二条の六の改正規定、同令第九条の二の改正規定（同条第八項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分、同条第九項、第十一項第一号イ及び第十二項第一号イに係る部分、同条第十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に改める部分、同条第十六項第一号イ、第十七項第一号イ、第十八項及び第二十項第一号イに係る部分、同条第三十四項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第三十七項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定（同条第一項第一号イ、第二項第一号イ及び第三項第一号イに係る部分、同条第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表

のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)」に改める部分並びに第六項第一号イ、第七項第一号イ、第八項第一号イ、第十四項第一号イ、第十七項第一号イ及び第十八項第一号イに係る部分を除く。)、同令第十五条の九の改正規定(同条第五項第一号イに係る部分、同項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分、同条第六項及び第八項第一号イに係る部分、同条第十二項の表第五項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分並びに同条第十五項中「第四条の三」を「第四条の五」に改める部分を除く。)、同令第十五条の十一の改正規定(同条第一項第一号イ、第二項第一号イ、第三項第一号イ及び第四項第一号イに係る部分を除く。)、同令第二十五条及び第二十七条の改正規定並びに同令附則第二十条の改正規定並びに同令第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式記載要領2並びに第十九号様式及び同様式記載要領1の改正規定並びに第四条の規定並びに次条第二項及び附則第七条の規定 令和六年一月一日

三 第一条中地方税法施行規則第二条の二から第二条の三の四まで及び第十五条の改正規定並びに同令第十五条の六の四を同令第十五条の六の五とし、同令第十五条の六の三を同令第十五条の六の四とし、同令第十五条の六の二を同令第十五条の六の三とし、同令第十五条の六の次に一条を加える改正規定 令

和七年一月一日

四 第一条中地方税法施行規則附則第四条の七第十二項の改正規定並びに同令第十六号の十三様式の備考の表及び第十六号の三十の二様式の改正規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

五 第一条中地方税法施行規則第十六条の二十二の二第四項第五号イの改正規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行規則附則第六条に七項を加える改正規定（同条第八十八項から第九十一項までに係る部分に限る。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

七 第一条中地方税法施行規則第二十四条の四十の改正規定（同条の見出しを改める部分、同条第三項中「特定地方税関係通知（）」を「特定地方税関係通知等（）」に、「特定地方税関係通知をいう」を「特定地方税関係通知等をいう」に改める部分及び同項第一号イ中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める部分に限る。） 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第

一条第八号に掲げる規定の施行の日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の十六第四項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法施行規則第一条の十六第一項に規定する指定を受けようとする都道府県、市町村又は特別区が同項に規定する申出書等を提出する場合について適用する。

2 新規則第一号の三様式、第二号様式、第三号様式、同様式別表、第四号様式、第十八号様式及び第十九号様式は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新規則第十七号様式別表は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新規則第三条の十四第二項及び第六条の二の二第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に



係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 施行日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第七条において「二号施行日」という。)の前日までの間における第一条の規定による改正前の地方税法施行規則(次項及び次条において「旧規則」という。)第九条の二第十四項第一号イ及び第十五項第一号イの規定の適用については、同条第十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」とする。

2 施行日から二号施行日の前日までの間における旧規則第九条の四第五項第一号イ、第十五項第一号イ及び第十六項第一号イの規定の適用については、同条第五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」と、同条第十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表の(2)又は(3)」と、同条第十六項第一

号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」とあるのは「第四十一条第一項第三号イの表の(3)」とする。

3 新規則第十六号の四十三様式は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第五条 新規則附則第六条第三十三項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第六条 新規則第十五条の十五の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新規則第三十三号の四様式は、施行日以後に取得される三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の

環境性能割については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第七条 新規則第二十五条第五項の規定は、二号施行日以後に保存が行われる地方税法（次項において「法」という。）第七百四十八条第三項に規定する地方税関係書類（以下この項において「地方税関係書類」という。）について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七条の規定は、二号施行日以後に保存が行われる法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項又は同条第二項に規定する書類に記載すべき事項（以下この項において「地方税関係書類等に記載すべき事項」という。）について適用し、二号施行日前に保存が行われた地方税関係書類等に記載すべき事項については、なお従前の例による。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第八条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 5 地方道路譲与税

6 森林環境譲与税

1 地方道路譲与税

1 森林環境譲与税

を

「 5 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

に改め、同表市町村の項の欄及び目

## の欄中

「 3 地方道路譲与税

4 森林環境譲与税

1 地方道路譲与税

1 森林環境譲与税

を

「 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

に改め、同表の備考1中

「 5 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

6 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

を

「 5 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

を「7 航空機燃料譲与税」を「

6 航空機燃料譲与税」に改め、同表の備考2中

「 3 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

4 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

や

「 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

」 「 5 特別とん譲与税」 や 「 4

特別とん譲与税」 』 「 6 航空機燃料譲与税」 や 「 5 航空機燃料譲与税」 』 「 7 石油ガス譲与

税」 や 「 6 石油ガス譲与税」 』 』 』 』